

R4.2.16 議会運営委員会資料

飯田市議会オンライン会議への議員の出席に関する要綱(案)

令和4年 月 日

飯田市議会規程第 号

(目的)

第1条 この要綱は、飯田市議会委員会条例(昭和44年飯田市条例第30号。第9条第4項において「条例」という。)第15条の2第4項の規定により、同条第1項に規定するオンライン会議への議員の出席及び飯田市議会会議規則(昭和54年議会規則第1号。第5条第1項において「規則」という。)第159条第1項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第2条 会議の招集権者(以下「招集権者」という。)は、オンライン会議の開催に当たっては、情報セキュリティ対策を適切に講じるとともに、議事の公開の要請への配慮、議員の本人確認や自由な意思表示の確保等に十分配慮しなければならない。

(オンライン会議出席の申し出)

第3条 オンラインにより会議への出席を希望する議員は、原則として会議開催日の前日(当該前日が休日に当たるときは、その日前においてその最も近い休日でない日)の午後1時まで、会議へのオンライン出席申出書(様式第1号)により招集権者に申し出なければならない。ただし、特別の事情があると招集権者が認めるときはこの限りではない。

- 2 招集権者は、前項の規定による議員からの申出を受けた場合は、速やかに、オンライン会議出席の許可又は不許可を決定するものとする
- 3 招集権者は、前項の規定によりオンライン会議への出席を許可したときは、速やかに、会議に所属する委員に通知しなければならない。

(開催宣告)

第4条 招集権者は、オンライン会議を開催する場合は、会議の冒頭において、その旨、オンライン会議に出席する議員(以下「オンライン出席議員」という。)の氏名及び当該会議が定足数を満たしている旨を宣告するものとする。

(オンライン環境の確保)

第5条 オンライン出席議員(規則第110条に規定する委員外議員、第131条の4に規定する公述人、第131条の8に規定する参考人及び第135条第1項に規定する紹介議員を含む。以下同じ。)は、できる限り静寂な個室その他これに類する場所(以下「静寂な個室等」という。)から出席するものとし、当該静寂な個室等において、当該議員以外の者を入室させないものとする。

- 2 オンライン出席議員は、会議に関係しない映像又は音声が入り込まないようにするものとする。
- 3 オンライン出席議員は、会議開催予定時刻の30分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好であることの確認を行うものとする。

(配付資料)

第6条 オンライン出席議員は、オンライン会議において資料の配付を行おうとする場合は、招集

R4.2.16 議会運営委員会資料

権者の許可を受けた上で会議開催日の前日(当該前日が休日に当たるときは、その日前においてその最も近い休日でない日)の午後4時まで、議会事務局に当該資料を提出するものとする。

(発言)

第7条 オンライン出席議員は、発言する際は、パソコン等の通信機器を通じた映像及び音声であることを踏まえて、明瞭かつ聞き取れるように発言するものとする。

(オンライン出席議員の出席の取扱い)

第8条 招集権者は、オンライン会議を開会する直前に、オンライン出席議員が本人であることを確認するものとする。

2 オンライン出席議員について、開会の際に本人確認をした後映像又は音声のいずれか一方の通信手段において送受信ができなくなった場合であっても、もう一方の通信手段により当該オンライン出席議員の映像又は音声が即時に他の委員に伝わり、適時適確な意思表明を委員相互で行うことができるときは、当該オンライン出席委員は、なお引き続き出席しているものとする。

3 オンライン出席議員について、映像及び音声のいずれにおいても送受信ができなくなった場合は、当該オンライン出席議員は退席したものとみなす。

4 前項の規定によりオンライン出席議員が退席したとみなされたことによりオンライン会議の定足数を満たさなくなった場合は、招集権者は、当該オンライン会議を休憩し、当該退席したとみなされたオンライン出席議員に対し、通信の復旧を促すものとする。

(議事整理及び秩序保持)

第9条 招集権者並びに副議長及び副委員長(予算決算委員会に置く分科会にあつては、副座長。以下同じ。)は、オンライン会議の円滑な議事運営を図るため、原則として、会議を招集する場所(以下「会議室」という。)に出席するものとする。

2 招集権者が会議室に出席できないときは、副議長 又は副委員長が招集権者の職務を行うものとし、招集権者及び副議長 又は副委員長がともに会議室に出席できないときは、会議室に出席している年長議員が招集権者の職務を行うものとする。

3 招集権者が、オンライン出席議員に対し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第129条及び条例第22条第2項の規定による退場の措置をとったときは、招集権者は、回線の遮断により、映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、仮議長が選任されている場合は、仮議長が招集権者の職務を行うものとする。

(オンライン会議における表決)

第10条 オンライン会議における表決は、挙手により行うものとする。招集権者は、オンライン出席議員の可否を挙手及び発言により一人ずつ確認した後、会議室に出席している議員の可否を挙手により確認し、オンライン出席議員の可否と合算して多少を認定するものとする。

2 表決宣告の際、前項の状態を確認することができないオンライン出席議員は、表決に加わることができない。

R4.2.16 議会運営委員会資料

3 オンライン会議においては、投票による表決及び選挙は行わないものとする。

(会議録)

第 11 条 オンライン会議の会議録の作成に当たっては、第4条の規定による招集権者の発言を記載するとともに、オンライン出席議員については、会議録における氏名の記載の下に「(オンライン)」と付記するものとする。

(費用弁償)

第 12 条 オンライン出席議員には、飯田市特別職の旅費に関する条例(昭和 32 年条例第 44 号)第5条の規定に基づく費用弁償は、支給しない。

(雑則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、オンライン会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、令和4 年 月 日から施行する。